

# 総務企画課

業務概要	14
1 歳入・歳出決算	14
2 医務関係	16
3 薬務関係	19
4 献血推進事業	23
5 地域保健医療計画の推進	23
6 厚生統計調査	24
7 協議会・委員会の開催状況	30
8 保健所保健・福祉サービス調整推進事業	30
9 地域保健従事者研修・保健所実習	30
10 広報・啓発事業	30
11 地域防災対策	31

## II 総務企画課の業務概要

総務企画課は、庶務、医務、薬務、献血、薬物乱用防止対策に関する業務のほか、各種の企画関係や所内各課・関係機関等との連絡調整を行っている。

また人口動態統計や各種厚生統計調査等の業務、各種情報の収集・整理及び活用の推進、保健・医療・福祉に関する総合的な相談の所内調整を行っている。

### 1 歳入・歳出決算

#### (1) 歳入

令和2年度の歳入総額は5,951,206円で、その内訳は一般会計の第6款分担金及び負担金13,500円、第7款使用料及び手数料5,895,110円、第13款諸収入6,596円である。特別会計母子父子寡婦福祉資金36,000円である。

前年度と比較して総額430,351円(7.8%)増となった。

表1-(1) 歳入決算書

(単位：円)

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平成30年度	8,300,590	5,753,670	0	2,546,920
令和元年度	7,524,075	5,520,855	0	2,003,220
令和2年度	7,457,926	5,951,206	0	1,506,720
一般会計	5,946,526	5,915,206	0	31,320
6款 分担金及び負担金	44,820	13,500	0	31,320
1項 負担金	44,820	13,500	0	31,320
2目 衛生費負担金	44,820	13,500	0	31,320
1節 公衆衛生総務費負担金	44,820	13,500	0	31,320
2節 精神保健福祉費負担金	0	0	0	0
7款 使用料及び手数料	5,895,110	5,895,110	0	0
1項 使用料	11,000	11,000	0	0
1目 総務使用料	11,000	11,000	0	0
1節 土地使用料	11,000	11,000	0	0
2項 手数料	5,884,110	5,884,110	0	0
3目 衛生手数料	1,321,000	1,321,000	0	0
1節 寄生虫検査手数料	0	0	0	0
3節 細菌検査手数料	1,321,000	1,321,000	0	0
8目 証紙収入	4,563,110	4,563,110	0	0
1節 証紙収入	4,563,110	4,563,110	0	0
13款 諸収入	6,596	6,596	0	0
7項 雑入	6,596	6,596	0	0
1目 雑入	6,596	6,596	0	0
5節 生活保護費弁償金	0	0	0	0
13節 雑入・その他	6,596	6,596	0	0
特別会計 母子父子寡婦福祉資金	1,511,400	36,000	0	1,475,400
2款 諸収入	1,511,400	36,000	0	1,475,400
2項 雑入	1,511,400	36,000	0	1,475,400
1目 雑入	1,511,400	36,000	0	1,475,400
1節 雑入	1,511,400	36,000	0	1,475,400

## (2) 歳出

令和2年度の歳出総額は55,127,021円で、その内訳は一般会計の第3款民生費21,600,029円、第4款衛生費33,446,992円、特別会計母子父子寡婦福祉資金80,000円である。前年度と比較して総額2,311,343円(4.38%)増となった。

表1-(2) 歳出決算書

(単位：円)

科目	予算令達額	支出額	残額
平成30年度	58,671,893	58,671,893	0
令和元年度	52,815,678	52,815,678	0
令和2年度	55,127,021	55,127,021	0
一般会計	55,047,021	55,047,021	0
3款 民生費	21,600,029	21,600,029	0
1項 社会福祉費	21,533,029	21,533,029	0
1目 社会福祉総務費	13,730,018	13,730,018	0
2目 障害者福祉費	7,319,031	7,319,031	0
3目 老人福祉費	451,200	451,200	0
4目 遺家族等援護費	0	0	0
7目 婦人対策費	32,780	32,780	0
2項 児童福祉費	67,000	67,000	0
3目 ひとり親福祉費	67,000	67,000	0
3項 生活保護費	0	0	0
2目 扶助費	0	0	0
4款 衛生費	33,446,992	33,446,992	0
1項 公衆衛生費	20,705,837	20,705,837	0
1目 公衆衛生総務費	13,719,850	13,719,850	0
2目 結核対策費	1,491,832	1,491,832	0
3目 予防費	716,350	716,350	0
4目 精神保健福祉費	749,267	749,267	0
5目 成人病対策費	4,028,538	4,028,538	0
2項 環境衛生費	424,336	424,336	0
1目 食品衛生指導費	364,056	364,056	0
2目 環境衛生指導費	60,280	60,280	0
3項 保健所費	12,118,325	12,118,325	0
1目 保健所費	12,118,325	12,118,325	0
4項 医薬費	198,494	198,494	0
1目 医務費	0	0	0
2目 栄養指導費	71,238	71,238	0
3目 保健師等指導管理費	10,000	10,000	0
4目 薬務費	117,256	117,256	0
特別会計	80,000	80,000	0
1款 母子父子寡婦福祉資金貸付費	80,000	80,000	0
1項 母子父子寡婦福祉資金貸付費	80,000	80,000	0
1目 母子福祉資金貸付費	80,000	80,000	0

## 2 医務関係

### (1) 医療関係施設の現況

管内の医療関係機関数は、令和2年度末現在、病院8施設(1,495床)、一般有床診療所4施設(43床)、一般無床診療所78施設、歯科診療所80施設で、合計170施設(1,538床)である。

年度別施設数・病床数の推移は表2-(1)のとおりである。

表2-(1) 医療関係施設・病床数(各年度3月31日現在)

(単位：施設数(施設)、病床数(床))

区分		施設数											病床数										
		病院		一般診療所				歯科診療所		助産所		施術所			歯科技工所		病院					診療所	
				計	地域医療支援(再掲)	一般	精神科	有床	無床	有床	無床	有床	無床	はりきゅう			あん摩・マッサージ・指圧	柔道整復	計	一般	療養	結核	精神科
		区分・年度																					
管内	H30	8	-	5	3	4	76	-	82	-	-	83	56	15	1,507	705	99	-	703	-	43	-	
	R1	8	-	5	3	4	75	-	81	-	-	85	55	15	1,455	705	99	-	651	-	43	-	
	R2	8	-	5	3	4	78	-	80	-	-	86	56	15	1,495	705	99	-	691	-	43	-	
野田市	H30	8	-	5	3	4	76	-	82	-	-	83	56	15	1,507	705	99	-	703	-	43	-	
	R1	8	-	5	3	4	75	-	81	-	-	85	55	15	1,455	705	99	-	651	-	43	-	
	R2	8	-	5	3	4	78	-	80	-	-	86	56	15	1,495	705	99	-	691	-	43	-	

※ 病床数は、使用許可済数を計上している。

(2) 主な医療従事者の状況

表2 - (2) 管内における医療従事者の状況

(単位：人)

項目 年度・区分		従事者数 (下段：10万対)						准看護師
		医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	
平成 26 年度	管内	192 ( 123.2)	116 ( 74.4)	287 ( 184.1)	33 ( 21.4)	39 ( 25.3)	706 ( 457.1)	426 ( 275.8)
	千葉県	11,735 ( 189.4)	5,143 ( 83.0)	12,776 ( 206.2)	1,856 ( 29.9)	1,335 ( 21.5)	38,739 ( 625.1)	10,706 ( 172.8)
	全国	311,205 ( 244.9)	103,972 ( 81.8)	288,151 ( 226.7)	48,452 ( 38.1)	33,956 ( 26.7)	1,086,779 ( 855.2)	340,153 ( 267.7)
平成 28 年度	管内	198 ( 127.7)	122 ( 78.7)	301 ( 194.1)	36 ( 23.5)	38 ( 24.8)	742 ( 483.9)	413 ( 269.3)
	千葉県	12,278 ( 196.9)	5,180 ( 83.1)	13,556 ( 217.4)	2,014 ( 32.3)	1,419 ( 22.7)	41,999 ( 673.0)	10,327 ( 165.5)
	全国	319,480 ( 251.7)	104,533 ( 82.4)	301,323 ( 237.4)	51,280 ( 40.4)	35,744 ( 28.2)	1,149,397 ( 905.5)	323,111 ( 254.6)
平成 30 年度	管内	197 ( 127.3)	119 ( 76.9)	328 ( 212.0)	38 ( 24.9)	37 ( 24.2)	809 ( 529.5)	365 ( 238.9)
	千葉県	12,586 ( 201.2)	5,153 ( 82.4)	14,282 ( 228.3)	2,084 ( 33.3)	1,497 ( 23.9)	45,202 ( 722.7)	9,725 ( 155.5)
	全国	327,210 ( 258.8)	104,908 ( 83.0)	311,289 ( 246.2)	52,955 ( 41.9)	36,911 ( 29.2)	1,218,606 ( 963.8)	304,479 ( 240.8)

出典

○医師・歯科医師・薬剤師数（総数を使用）

＜管内＞千葉県衛生統計年報（千葉県）

＜千葉県・全国＞医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

○保健師・助産師・看護師・准看護師数（実人員を使用）

＜管内＞千葉県看護の現況（千葉県）

使用人口：千葉県毎月常住人口調査各年10月1日現在（千葉県）

＜千葉県・全国＞衛生行政報告例（厚生労働省）

(3) 医療施設立入検査

医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的に計画的に実施している。

令和2年度は病院1施設の立入検査、病院8施設の書面等による確認を実施した。

(4) 各種免許の取扱い状況

令和2年度医師、歯科医師、薬剤師等の各種免許証の交付申請、書換え申請等の受理件数は、220件であった。

表2-(4) 各種免許取扱い件数の推移

(単位：件)

免許種類		取扱件数	件数		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
厚生労働大臣	医師		7	9	3
	歯科医師		2	2	1
	薬剤師		16	20	18
	保健師		4	7	9
	助産師		2	1	2
	看護師		57	80	79
	理学療法士		8	17	18
	作業療法士		3	3	11
	臨床検査技師		13	7	10
	診療放射線技師		3	7	3
	衛生検査技師		1	0	0
	視能訓練士		2	0	1
管理栄養士		13	15	20	
知事	准看護師		22	17	13
	栄養士		32	16	25
	登録販売者		16	14	7
総数			201	215	220

### 3 業務関係

#### (1) 業務関係施設の現況

管内の薬局、医薬品販売業、医薬品製造業（薬局）、毒物劇物販売業等の施設総数は、令和2年度末現在654施設で、業務別、年度別施設数の推移は表3-（1）のとおりである。

令和2年度に新たに許可等の申請・届出のあった施設は35施設、廃止の届出があった施設は22施設であった。

表3-（1） 薬事関係施設数及び開設許可件数 （単位：件）

業 態	年 度	管内			年度内の 許認等事務処理件数 <sup>※1</sup>		
		30 年 度	元 年 度	2 年 度	新 規	廃 止	更 新
総 数		637	639	654	35	22	14
薬局		49	49	50	4	3	2
医薬品製造業(薬局)		1	1	-	-	1	-
医薬品製造販売業(薬局)		1	1	-	-	1	-
店舗販売業		30	30	32	4	2	2
卸売販売業		7	7	7	-	-	1
薬種商販売業		-	-	-	-	-	-
特例販売業		-	-	-	-	-	-
高度管理医療機器等販売業・貸与業 <sup>※2</sup>		80	78	81	5	2	4
管理医療機器販売業・貸与業 <sup>※2</sup>		392	395	408	19	9	-
毒物劇物製造業		10	10	10	-	-	4
毒物劇物輸入業		2	2	2	-	-	-
毒物劇物販売業		62	63	62	3	3	1
毒物劇物業務上取扱者 (法第22条第1項の者)		2	2	1	-	1	-
特定毒物研究者		1	1	1	-	-	-

※1 事務処理件数のため、必ずしも施設の増減と一致しない。

※2 同じ施設で販売業と貸与業の両方の業種がある施設は、2施設とする。

(2) 薬事監視

関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業者等に対して薬事監視を実施した。

令和2年度の監視状況は表3-(2)のとおり延べ147件の監視を実施し、7施設の違反が認められた。違反の主な内容は、無承認・不良・不正表示品等であった。

表3-(2) 薬事監視 (単位：件)

区分 業種	許可・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違反発見件数													措置件数					告発件数				
				無許可・届出施設	無承認・不良・不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等・貯蔵陳列等	譲渡記録	処方箋医薬品の販売	制限品の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	薬局等の管理	管理者の義務	開設者の義務	薬局等における掲示	休業等における届出	その他	指導	説諭		説諭・報告書	誓約書	始末書	行政処分
総数	平成30年度	560	638	40	-	-	-	-	-	-	-	19	-	3	3	7	11	4	1	37	1	-	-	2	-	-
	令和元年度	561	721	69	-	9	1	8	-	-	7	21	-	-	22	30	2	10	-	65	-	4	-	-	-	-
	令和2年度	578	147	7	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	2	-	6	-	1	-	-	-	-
医薬品	薬局製造業(薬局)	50	13	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-
	製造販売業(薬局)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	店舗販売業	32	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	卸売販売業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特例販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	配置販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	配置従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱う施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
部外品	販売業務上取扱う施設	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	販売業務上取扱う施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化粧品	販売業務上取扱う施設	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	販売業務上取扱う施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療機器	高度管理	59	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	販売業	274	21	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	一般	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸与業	22	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務上取扱う施設	134	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



(3) 毒物劇物監視

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者等に対して実施した。令和2年度は農薬危害防止運動月間を中心に業態ごとに年間の監視計画を立てて、立入調査を行った。14件の監視を実施し、7施設の違反が認められた。

違反の主な内容は、無登録、譲渡交付手続等であった。

表3-(3) 毒物劇物監視状況 (単位：件)

区分	業態	項目	登録・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違反項目										措置件数					告発件数		
						無登録	登録基準	取扱責任者	貯蔵陳列場所	貯蔵陳列場所表示	譲渡交付手続	不良品	不正表示品	特定毒物不法所持	その他	指導	説諭	説諭・報告書	誓約書	始末書		行政処分	
総数	平成30年度		77	52	8	-	-	-	4	2	3	-	-	-	1	8	-	-	-	-	-	-	
	令和元年度		78	45	14	1	-	-	2	5	7	-	-	-	2	13	-	-	-	1	-	-	
	令和2年度		76	14	7	2	-	1	1		2	-	1	-	3	5	-	-	-	2	-	-	
製造 輸入	製造業		10	5	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	-	-	-	-	-	-	
	輸入業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
販売業	薬局		10	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医薬品 販売業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業協同組合		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	種苗店		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他		39	6	5	2	-	1	1	-	2	-	-	-	1	3	-	-	-	2	-	-	
使用者等	業務上の取扱者	第1項の者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項の者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第22条第5項の者	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定毒物研究者		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

#### (4) 麻薬・覚せい剤監視

麻薬・覚せい剤原料等については、薬事監視及び医療機関立入検査（書面確認）の際にその管理の適正化について指導を行った。

#### (5) 不正大麻・けし撲滅運動

大麻取締法及びあへん法で一般に栽培が禁止されている「大麻」と「けし」について、5月1日から6月30日まで撲滅運動を実施し、管内4箇所においてけし4,260本を発見し焼却処分を行った。

#### (6) 薬物乱用防止対策

近年は、大麻事犯による検挙人員が増加に転じ、特に若年層の増加が著しく、社会的な問題となっている。

管内13名の薬物乱用防止指導員は、千葉県薬物乱用防止指導員野田健康福祉センター（保健所）地区協議会を結成し、地域啓発活動を実施している。

例年、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中（6月20日～7月19日）に、指導員や関係団体等の協力を得て、薬物乱用防止街頭啓発活動を実施していたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、中止となった。

#### 4 献血推進事業

千葉県赤十字血液センターが実施している献血事業に対し、管内市（町村）献血推進協議会と協力して、工場、事業所、学校、その他住民に献血思想の普及と献血事業の円滑な推進を図っている。

当管内の令和2年度の献血目標は全血献血2,100人（1人あたり200mL及び400mL）であり、この目標を達成するため当保健所では、7月の「愛の血液助け合い運動」、8月の「千葉県公務員職場献血推進月間」、1、2月の「はたちの献血」キャンペーン及び3月の「千葉県献血推進強調月間」において、広報活動を行った。

なお、管内の献血実績は表4のとおりであるが、合計目標達成率は84%であった。

表4 献血実績状況

区分 年度 市別	200mL			400mL			合計		
	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)	目標数 (人)	採血数 (人)	達成率 (%)
平成30年度	110	121	110	2,140	2,243	105	2,250	2,364	105
令和元年度	80	77	96	1,970	1,809	92	2,050	1,886	92
令和2年度	80	46	58	2,020	1,719	85	2,100	1,765	84

※成分献血は献血ルームのみで行っているため実績に算入しない。

#### 5 地域保健医療計画の推進

「千葉県保健医療計画」は、医療法の規定による医療計画である。

本県の保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針であり、「だれもが安心して生活できるよう、質の高い医療サービスの提供や健康づくりの推進、疾病の予防」を目指している。

計画には、保健医療サービスを提供していくための地域的単位として、保健医療圏が設定され、野田市は松戸市、柏市、流山市、我孫子市とともに東葛北部保健医療圏を構成している。平成28年9月に当圏域内の市、医療機関、福祉団体、保健所（健康福祉センター）等で構成する東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議が設置され、地域の特性や実情を踏まえながら圏域の保健医療体制の検討及び地域医療構想の推進に関する協議を行っている。

## 6 厚生統計調査

### (1) 人口動態統計

#### ア 人口動態総覧

人口動態総覧は我が国の人口を恒常的に調査し、この統計から得られる出生の動向、死亡の現状、婚姻、離婚及び死産の実態を把握することにより、社会・経済等の発展に欠くことのできない情報として活用されている。

令和元年の管内人口動態総覧(確定数)は表6-(1)-ア-(ア)及び表6-(1)-ア-(イ)のとおりである。

出生総数は775人で、前年より64人減少し、出生率(人口千対)は前年より0.4下回り、5.1であった。(千葉県6.6、全国7.0)

死亡総数は1,637人で、前年より95人増加し、死亡率(人口千対)は前年より0.8上回り、10.8であった。(千葉県10.1、全国11.2)

婚姻件数は564組で、前年より20組減少し、婚姻率(人口千対)は前年より0.1下回り、3.7であった。(千葉県4.7、全国4.8)

離婚件数は296組で、前年より10組増加し、離婚率(人口千対)は、前年より0.07上回り、1.96であった。(千葉県1.64、全国1.69)

表6-(1)-ア-(ア) 人口動態総覧① (単位:人)

	人口	出 生						死 亡				乳児死亡 (生後1年 未満再掲)		新生児死亡 (生後4週 未満再掲)	
		総数	男	女	率 (人口 千対)	2,500g 未満 (再掲)	総数	男	女	率 (人口 千対)	実数	率 (出生 千対)	実数	率 (出生 千対)	
管内	平成29年	152,059	855	441	414	5.6	79	1,577	871	706	10.4	1	1.2	-	-
	平成30年	154,634	839	437	402	5.5	77	1,542	840	684	10.0	1	1.2	-	-
	令和元年	152,629	775	404	371	5.1	83	1,637	903	734	10.8	2	2.6	2	2.6
千葉県	6,279,026	40,799	20,844	19,955	6.6	3,709	62,004	33,522	28,482	10.1	83	2.0	38	0.9	
全国	126,167,000	865,239	443,430	421,809	7.0	81,462	1,381,093	707,421	673,672	11.2	1,654	1.9	755	0.9	

※令和元年千葉県衛生統計年報による。

全国に関しては、厚生労働省令和元年人口動態統計(確定数)の概況による。ただし、全国の出生の2500g未満(再掲)については、政府統計の総合窓口(e-Stat)による。

千葉県及び全国の人口は令和元年10月1日現在人口推計(総務省統計局)による。

表6- (1) -ア- (イ) 人口動態総覧② (単位：人・胎・組)

		死産				周産期死亡率				婚姻		離婚		合計 特殊 出生率
		自然死産		人工死産		総数		後期死産 (妊娠満 22週以 降)	早期新 生 児死亡 (生後7 日未 満)	実数	率 (人口 千対)	実数	率 (人口 千対)	
		実数	率 (出産 千対)	実数	率 (出産 千対)	実数	率 (出産 千対)							
管内	平成29年	12	13.7	10	11.4	4	4.7	4	-	542	3.6	284	1.87	1.19
	平成30年	7	8.1	19	22.0	1	1.2	1	-	584	3.8	286	1.89	1.19
	令和元年	10	12.6	9	11.3	2	2.6	1	1	564	3.7	296	1.96	1.14
千	葉	454	10.9	475	11.4	136	3.3	114	22	28,649	4.7	10,072	1.64	1.28
全	国	8,997	10.2	10,457	11.8	2,956	3.4	2,378	578	598,965	4.8	208,489	1.69	1.36

※令和元年千葉県衛生統計年報による。

ただし、千葉県及び全国の人口は令和元年10月1日現在人口推計(総務省統計局)による。

イ 死因別死亡状況

表 6 - ( 1 ) - イ 主要死因別死亡状況

順位	平成 29 年管内					平成 30 年管内					令和元年管内				
	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)
1	悪	443	292	151	291.3	悪	444	287	157	287.0	悪	490	309	181	321.0
2	心	207	103	104	136.1	心	187	84	103	120.9	心	195	100	95	127.8
3	老	129	29	100	84.8	老	125	40	85	80.8	老	150	43	107	98.3
4	脳	108	59	49	71.0	肺	98	64	34	63.3	肺	115	63	52	75.3
5	肺	104	56	48	68.4	脳	97	47	50	62.7	脳	102	54	48	66.8
6	誤	61	37	24	40.1	誤	60	31	29	38.8	不	40	21	19	26.2
7	不	40	24	16	26.3	不	35	22	13	22.6	自	30	22	8	19.7
8	自	34	23	11	22.4	腎	27	14	13	17.5	腎	25	12	13	16.4
9	腎	27	15	12	17.8	大	24	16	8	15.5	肝	23	17	6	15.1
10	慢	26	25	1	17.1	自	22	16	6	14.2	慢	21	17	4	13.8

順位	令和元年 県					全 国		
	死因	総数(人)	男(人)	女(人)	率(人口10万対)	死因	総数(人)	率(人口10万対)
1	悪	17,440	10,675	6,765	284.0	悪	376,425	298.4
2	心	9,779	4,943	4,836	159.2	心	207,714	164.6
3	老	5,153	1,390	3,763	83.9	老	121,863	96.6
4	肺	4,698	2,349	2,214	76.5	脳	106,552	84.5
5	脳	4,563	2,652	2,046	74.3	肺	95,518	75.7
6	誤	1,536	922	614	25.0	誤	40,385	32.0
7	不	1,477	899	578	24.1	不	39,184	31.0
8	腎	1,041	591	450	17.0	腎	26,644	21.1
9	自	983	690	293	16.0	血	21,394	17.0
10	大	890	450	440	14.5	自	19,425	15.4

悪…悪性新生物  
 心…心疾患  
 脳…脳血管疾患  
 不…不慮の事故  
 自…自殺  
 腎…腎不全  
 肝…肝臓疾患  
 慢…慢性閉塞性心疾患  
 老…老衰  
 大…大動脈瘤及び解離  
 肺…肺炎  
 誤…誤嚥性肺炎  
 血…血管性等野認知症

※ 1 令和元年千葉県衛生統計年報による。

※ 2 死因の区分は、「死因分類表」の中間分類による。

ウ 部位別悪性新生物死亡状況

表 6 - ( 1 ) - ウ 部位別悪性新生物死亡状況

(単位：人)

死因分類	管内		
	総数	男	女
総 数	490	309	181
口唇口腔及び咽喉頭	8	5	3
食道	13	11	2
胃	66	40	26
結腸	41	26	15
直腸S状結腸移行部及び直腸	18	12	6
肝及び肝内胆管	32	22	10
胆のう及びその他の胆道	27	18	9
膵	39	21	18
喉頭	2	2	0
気管、気管支及び肺	104	73	31
皮膚	1	0	1
乳房	13	0	13
子宮	7	0	7
卵巣	11	0	11
前立腺	25	25	0
膀胱	15	11	4
中枢神経系	5	3	2
悪性リンパ腫	17	14	3
白血病	9	5	4
その他のリンパ組織造血組織及び関連組織	7	2	5
その他の悪性新生物	30	19	11

※令和元年千葉県衛生統計年報による。

(2) 衛生統計調査

表 6 - (2) 衛生統計調査状況

調査名 (担当課)	目的	方法	対象地区
医療施設動態調査 (総務企画課)	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	保健所が報告書を作成し、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市
衛生行政報告例 (総務企画課)	不妊手術や人工妊娠中絶手術の状況等、行政の実態を数量的に把握し医療行政の資料を得る。	母体保護法指定医が報告書を作成し、保健所、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市
人口動態調査 (総務企画課)	出生・死亡・死産・婚姻・離婚という人口動態事象を数量的に把握し、人口、保健衛生及び文化水準の重要な指標、社会保障の資料とする。	市長が出生・死亡・死産・婚姻・離婚事項を受理し、人口動態調査票を作成。保健所、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市
地域保健・健康増進 事業報告 (総務企画課)	保健所・市の公衆衛生活動状況（健康診断、母子保健、健康増進、精神保健福祉、難病、エイズ、衛生教育、結核予防、生活衛生、試験検査等）を把握することを目的とし、地域保健対策の資料とする。	報告書を保健所及び市が作成し、県を經由して厚生労働省に報告する。	保健所 野田市
国民生活基礎調査 (総務企画課)	国民生活の基礎的事項（保健・医療・福祉・年金等）を調査し、厚生行政に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定する。令和2年度は、新型コロナウイルスの為、中止となった。	調査票を配布。被調査者が記入した調査票を調査員が回収する。	野田市
病院報告 (総務企画課)	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	病院、療養病床を有する診療所の管理者がオンラインもしくは紙の報告書を作成し、保健所、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市
医師・歯科医師・ 薬剤師調査 (総務企画課)	医師・歯科医師及び薬剤師について、性年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	届出義務者が保健所に調査票を、保健所、県を、經由して厚生労働省に提出する。	野田市
医療施設静態調査 (総務企画課)	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	医療施設の管理者がオンラインもしくは紙の調査票を作成し、保健所、県を經由して厚生労働省に報告する。	野田市



<p>患者調査 (総務企画課)</p>	<p>医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る</p>	<p>層化無作為抽出された医療施設の管理者がオンラインもしくは紙または電子調査票を作成し、保健所、県を經由して厚生労働省に報告する。</p>	<p>野田市</p>
<p>受療行動調査 (総務企画課)</p>	<p>医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る</p>	<p>層化無作為抽出された病院で調査票を配布、被調査者が自ら記入し、密封した調査票を調査員が回収する。</p>	<p>野田市</p>
<p>福祉行政報告例 (地域保健福祉課)</p>	<p>社会福祉関係諸法規の施行に伴う行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。</p>	<p>保健所が所定事項をオンライン入力し、県を經由して厚生労働省に提出する。</p>	<p>保健所</p>
<p>結核・感染症発生 動向調査 (健康生活支援課)</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条から第16条に基づき感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。</p>	<p>指定届出機関が保健所に所定事項を報告、保健所がシステム入力により報告、県が確認の上、厚生労働省に報告する。</p>	<p>野田市内 医療機関 週報…8機関 月報…1機関</p>

## 7 協議会・委員会の開催状況

- (1) 健康福祉センター運営協議会  
令和2年度は実施していない。
- (2) 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の開催  
令和2年度は書面にて2回開催した。
- (3) その他協議会委員会  
令和2年度は実施していない。

## 8 保健所保健・福祉サービス調整推進事業

令和2年度は実施していない。

## 9 地域保健従事者研修・保健所実習

- (1) 地域保健従事者に対する研修  
令和2年度は実施していない。
- (2) 学生等の保健所実習  
令和2年度は合同講義（後期）のみ実施した。
- (3) 地域保健臨床研修  
令和2年度は実施していない。

## 10 広報・啓発事業

- (1) 保健所だよりの発行

表10－(1) 保健所だよりの発行状況

号	発行日	部数	配布対象
第33号	令和3年3月1日	400部	関係機関

- (2) ホームページの運営

野田保健所ホームページについては随時内容の更新を行い、広報、啓発に努めた。  
主な内容は、業務案内、地域の感染症情報、検査・相談日程、献血日程、保健所が主催する講演会の告知等、各種情報である。

ホームページ URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-noda/>

- (3) 健康づくりに関する企画

令和2年度は実施していない。

## 1 1 地域防災対策

### (1) 災害時実働マニュアル

県（健康福祉部）では、大規模な地震・風水害などが発生した場合を想定し、健康福祉部が行うべき事項を示した「健康福祉部災害対策マニュアル」を策定している。

野田保健所では、平成 23 年度において、保健所における急性期活動の手順を検討してアクションカードを作成した。平成 26 年度にその見直しを行い、平成 28 年 8 月、「災害時実働マニュアル(超急性期編)を完成し、随時内容の更新等を行っている。

### (2) 医療救護活動のための医薬品・医療資機材の備蓄

災害時における医療救護活動支援のため、災害用備蓄医薬品、医療救護資器材等を保管・管理している。

### (3) 管内市町村への防災訓練への協力

令和 2 年度は該当なし。

### (4) 情報伝達訓練の実施

第 1 回 令和 2 年 10 月 18 日

県内で震度 6 強の地震が発生し、災害対策本部第 3 配備体制が敷かれたと想定し実施した。携帯電話・電子メール・職員災害伝言板を使用し、訓練を実施した。

